

# 大河ドラマ「麒麟がくる」を活用した誘客事業業務委託仕様書

## 1 業務委託名

大河ドラマ「麒麟がくる」を活用した誘客事業業務委託

## 2 業務委託期間

契約締結の日から平成31年3月29日（金）まで

## 3 委託業務の目的等

2020年の大河ドラマ「麒麟がくる」は、本県にゆかりの深い戦国武将・明智光秀が主人公として描かれることから、放送を契機に、ゆかりの資源を有する市町・観光関連団体・県が一体となり、岐阜県の魅力を全国に発信するとともに、観光をはじめとする産業及び地域の活性化を図ることを目的として以下の取組みを展開する。

## 4 業務内容

2020年大河ドラマ「麒麟がくる」を活用した以下のプロモーション事業について企画・実施すること。

### (1) キャンペーン展開用のロゴマークの作成

本作品を活用した地域活性化・観光誘客を図るため関係団体等が共通利用するための「キャンペーンタイトル」及び独自のロゴマークのデザインを作成するとともに、完成したロゴマークに関する利用マニュアルを作成すること。ロゴマークは、ポスター、ステッカー、各種印刷物、ピンバッジ、法被、のぼり旗等への活用を念頭に、応用ができるものとする。

デザインの原案は、3案以上用意したうえで、岐阜県大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会（以下、「協議会」という）と十分協議のうえ、最終デザインを決定するものとする。

### (2) 岐阜県明智光秀ゆかりの地PR冊子の作成

岐阜県明智光秀ゆかりの地について、その概要や基本情報だけでなく、その背景にある「ものがたり」（歴史や文化、関連人物など）を掘下げて取材し、周辺観光地と合わせた紹介冊子を作成する。

#### ① 取材・写真撮影等

岐阜県明智光秀ゆかりの地（20か所程）

- ・別表「岐阜県明智光秀ゆかりの地」等について取材を行い、概要やその背景にある「ものがたり」について内容を整理すること。
- ・ゆかりの地の紹介にあたっては、その背景にある「ものがたり」を浮かび上がらせ、現地を訪れたいと思わせる内容とすること。
- ・掲載に必要な写真は、撮影することを原則とする。ただし、季節の風景など撮影ができないものについては、請負業者において独自に入手すること。

#### ② 原稿作成・誌面デザイン・編集

下記の構成要素を入れた誌面デザインを作成し、協議会と協議のうえ決定すること。

**【構成要素】**

- ・明智光秀の紹介（年表、主な史実等）
- ・明智光秀の人物関連図
- ・岐阜県明智光秀ゆかりの地一覧
- ・岐阜県明智光秀ゆかりの地情報
- ・周辺観光施設
- ・全国の明智光秀ゆかりの地情報
- ・アクセス情報

**【留意事項】**

- ・①の結果をもとに原稿を作成すること。
- ・表紙については、デザイン案を3点以上作成し、A4サイズ of 用紙にカラー印刷したものを提出すること。
- ・掲載内容については有識者の監修を受けること。
- ・構成や編集にあたっては、随時、協議会と協議のうえ行うこと。

③ 印刷・納品

上記①～②で制作したデータを元に冊子を作成すること。

- ア 体裁：A4、針金中綴じ、16ページ以上、4色刷り
- イ 用紙：マットコート紙 四六判 90kg以上
- ウ 校正：3回以上、色校正1回以上
- エ 作成部数：5,000部以上
- オ 納品期限：平成31年2月28日（木）
- カ 納品：岐阜県大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会事務局（岐阜県観光企画課内）

**（3）ポスターの作成**

明智光秀ゆかりの地岐阜県を周知するためのポスターを作成すること。デザイン原案は3案以上用意したうえで、協議会と十分協議のうえ、最終デザインを決定するものとする。

- ア 体裁：B1、4色刷り
- イ 用紙：マットコート紙 四六判 135kg以上
- ウ 校正：3回以上、色校正1回以上
- エ 作成部数：1,000枚以上
- オ 納品期限：平成31年2月28日（木）
- カ 納品・配布方法：  
協議会の指示する岐阜県内を中心とする100箇所へ配送・納品すること。

**（4）各種プロモーション関連グッズの制作**

各種プロモーション活動等で使用する以下のグッズを制作すること。

<制作グッズの内容>

①ビニール製袋

- ア 数量：20,000枚
- イ サイズ：A4サイズの書類等が入るもの（横250×縦400mm程 フルカラー）
- ウ 材質等：小判抜きビニール製
- エ デザイン：（1）のロゴマークを使用したものとする。

②法被

- ア 数量：50着
- イ サイズ：M
- ウ 印刷：カラー昇華プリント

エ 生地： テトロントロピカル  
オ デザイン： (1) のロゴマークを使用したものとする。

③ピンバッジ

ア サイズ： 横 20mm×縦 30mm 程  
イ 材質等： 地場産品を活用したものとする。こと。  
ウ その他： 本業務では、デザインの異なる量産可能な試作品を 2 点以上作成するものとする。

<納入期限>

平成 31 年 2 月 28 日 (木)

<納入場所>

岐阜県大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会事務局 (岐阜県観光企画課内)

## (5) 明智光秀に係る講演会の開催

明智光秀に関する基礎知識を学ぶとともに、「2020 年大河ドラマ『麒麟がくる』」放送に向けての機運の醸成を図るための研修会を開催すること。

- ①対象者： 県内ゆかりの地関係者
- ②講演内容： 明智光秀について
- ③講師： 明智光秀に関する有識者とする
- ④実施回数： 1 回以上
- ⑤履行期限： 平成 31 年 3 月 15 日 (金)
- ⑥その他： 開催通知チラシ作成、会場使用料も本委託費に含むこと。

## 5 業務の実施体制

本業務の実施にあたっては、総括責任者を 1 名、実務担当者を 2 名以上配置すること。ただし、総括責任者と実務担当者の兼務は妨げないものとする。

## 6 業務の実施計画

契約締結後、受託者は速やかに業務実施計画を作成し、協議会の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、協議会及び必要に応じて NHK 等の関連機関と十分協議したうえで行うこと。

## 7 業務完了後の提出書類

受託者は、本業務完了後、遅滞なく協議会に対して次の書類を提出するものとする。

- ①実績報告書
- ②委託業務完了届

## 8 支払条件等

すべての委託業務が完了し、協議会の実施する検査に合格した後、受託者からの請求により一括して支払う。

## 9 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできな

い。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認めるときは、その一部を委託することができる。

#### (2) 個人情報の取扱

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例(平成10年岐阜県条例第21号)、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則(平成11年岐阜県規則第8号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びびき損の防止その他個人情報の保護に努めるとともに、別記1「個人情報取扱特記事項」の内容を順守すること。

#### (3) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

#### (4) 業務の継続が困難になった場合の措置

契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は次のとおりとする。

- ① 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、協議会は契約の取り消しができる。この場合、協議会に生じた損害は受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう引き継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。
- ② 災害その他の不可抗力等、協議会及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除することができるものとする。なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

#### (5) 立入検査等

協議会は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行うことができる。

### 10 著作権等に関すること

別記2「著作権等取扱特記事項」によること。

### 11 関係書類の整備

委託業務の実施に当たっては、関係帳簿類や支出証拠書を整備し、適切な事業運営に努めること。

### 12 不当介入における通報義務

#### (1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らし

て合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。

なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

- (2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、協議会に履行期間の延長変更を請求することができる。

### **13 その他**

- (1) 業務の実施にあたっては、協議会と緊密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書等に明示なき事項及び本仕様書により難き事項については、その都度協議会と協議の上進めること。